

農地法第4・5条許可申請に必要な書類一覧

締切日は毎月10日(10日が閉庁日の場合、その前の開庁日)

**土地の分筆登記や土地改良区の意見書、融資証明などが必要な場合、
締切日までに間に合うようにしてください。**

※提出部数 1部(転用面積が4ha以下)
2部(転用面積が4haを超える場合又は2市町以上の区域にわたる場合)

(○:必要、△:場合によっては必要、×:不要)

書類名	農家住宅・自己住宅	アパート	農業用施設	店舗・事務所	資材置場・駐車場	太陽光発電設備	備考
1 許可申請書	○	○	○	○	○	○	
2 登記事項証明書(全部事項証明書)	○	○	○	○	○	○	原本(申請日前3か月以内に発行されたもの)
3 位置図	○	○	○	○	○	○	縮尺1/50,000程度
4 公図の写	○	○	○	○	○	○	近隣の地番、地目、面積、所有者、耕作者、道路等を表示
5 付近状況図	○	○	○	○	○	○	縮尺1/2,000程度で周辺500m以内の範囲の現況が分かるもの 住宅地図可(縮尺を明示すること)
6 配置図	○	○	○	○	○	○	①縮尺1/300～1/600程度 ②隣接地からの距離及び給水施設(給水管、井戸等)、 排水施設(合併浄化槽、公共下水道等)の位置を明示 ③孤張の場合は既存部分を含めた全体の状況が分かること ④太陽光発電設備の場合は、最寄電柱までの送電線を明示し、 距離を記載すること
7 建物平面図	○	○	○	○	×	×	間取りのわかるもの
8 事業計画書	○	○	○	○	○	○	別紙、事業計画書による 【太陽光発電設備】 太陽光パネル1枚の面積とW数、パネル合計のkW数を記載すること
9 事業運営に必要な免許等の証明書の写し	×	△	△	△	△	×	
10 建物等の見積書	○	○	○	○	○	○	建築費、造成費等
11 転用計画に要する資金(土地代、建築費、造成等)に見合う残高・融資(見込)証明	○	○	○	○	○	○	①預貯金残高証明書 ②預貯金口座の通帳の写し(許可を申請する者のものに限り) 通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに、申請者本人の原本証明を付したものを提出する ③融資(見込)証明書 融資を行う金融機関からの証明で、融資を受ける者及び融資額が明記されていること ④補助金の内示通知書等
12 定款・法人登記事項証明書・事業概要書	×	△	△	△	△	△	法人の場合
13 住民票	△	△	△	△	△	△	譲受人が市外居住者の場合 渡人(貸人)の現住所と土地登記事項証明書の住所が異なる場合
14 土地改良区の意見書	△	△	△	△	△	△	土地改良区域内の場合
15 道・水路使用の場合はその同意書等	△	△	△	△	△	△	
16 代理委任状	△	△	△	△	△	△	代理人による申請の場合
17 借家(事務所、倉庫等を含む)、借地の場合、家主又は地主の証明	△	×	△	△	△	×	入居期間のわかる契約書の写しでも可
18 通勤経路図(距離及び所要時間を明示)	△	×	×	×	×	×	勤務地が県外の場合
19 農業を営む者の証明	△	×	○	×	×	×	農家住宅の場合
20 跡地利用計画書	△	△	△	△	△	△	移転・転居の場合
21 都市計画法による開発許可又は建築許可の適用のあるものは許可申請書の写し	△	△	△	△	△	×	
22 国土法及び森林法等他法令の規定により関係機関の許可及び同意を要するものはその写し	△	△	△	△	△	△	盛土が必要な場合、盛土申請(許可)書の写し 担当課:生活環境課
23 既存施設利用状況図、事業経歴書	×	×	×	×	○	×	資材置場、駐車場の場合(用途別添付書類一覧参照)
24 その他申請内容により審査等に必要な書類	△	△	△	△	△	○	【太陽光発電設備】 ①経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ②電気会社からの接続検討状況が分かる書類(接続検討の回答書) ※②に代わり、電力受給契約申込書の写しでも可 ★茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」 担当課:生活環境課

転用面積の制限
(1) 農家住宅 : 1,000㎡以下
(2) 自己住宅(非農家) : 500㎡以下

◆ 問い合わせ先
下妻市農業委員会事務局
TEL 0296-45-8991(直通)